

**熊野アグリパーク整備事業に係る簡易的環境影響評価書に対する  
三重県環境影響評価委員会の調査審議結果（答申）**

**（総括事項）**

- 1 簡易的環境影響評価は、主に文献調査の結果に基づき予測及び評価したものであることから、現地調査の結果に基づく環境影響評価と比較して予測の不確実性が高いことに留意し、事業実施の際に予測結果と異なる状況が発生した場合には、適切な措置を講じ、可能な限り環境影響の回避又は低減に努めること。
- 2 今後、予定業種の変更等が生じる場合は、その内容を踏まえた予測・評価を行い、必要な環境保全措置の実施を検討すること。なお、環境保全措置の検討にあたっては、代償措置ではなく、環境影響の回避又は低減を優先すること。
- 3 事業の実施にあたっては、環境保全に関する最新の知見を考慮するとともに、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減に努めること。
- 4 準対象事業実施区域の近傍に学校や福祉施設等、環境の保全等について特に配慮が必要な施設が存在することから、地域住民等とのコミュニケーションを十分に図るとともに、適切な環境保全措置を実施し、周辺環境に配慮した事業を行うこと。

**（個別的事項）**

**1 大気質**

重機の稼働等に伴い生じる粉じんや排出ガスにより、準対象事業実施区域に近接する学校、福祉施設等に対して、生活環境保全上の支障が生じることをないよう、工事期間及び供用時における飛散防止対策や関係車両のエコドライブを徹底するなど、必要な環境保全措置を確実に実施すること。

**2 騒音・振動**

工事の実施及び施設の供用、またそれらに伴う周辺道路の交通量の増加等により、騒音及び振動が増大するおそれがあることから、地域住民等の生活環境への影響を回避又は極力低減するとともに、必要に応じて追加の環境保全措置を実施すること。

**3 水質**

- (1) 工事期間における土砂等を含む濁水について、設置予定の仮設沈砂池等を適切に管理するとともに、流出の懸念がある場合においては、追加の環境保全措置を検討すること。

(2) 供用時における排水によって、環境保全上の支障が生じることが無いよう、十分な機能を有する調整池や浄化槽を設置することはもとより、その機能が十分維持されるために、適切な管理を行うこと。

#### **4 陸生生物・水生生物・生態系**

(1) 今後の調査において、重要種の生息・生育が確認された場合は、回避又は低減を原則とした生息・生育環境の保全措置を講じること。

(2) 事業の実施に伴う照明等の設置により、準対象事業実施区域及びその周辺における生態系への影響が考えられることから、適切な環境保全措置を講じることにより、影響を回避または低減すること。

(3) 準対象事業実施区域内で松枯れを確認した場合にあっては、その被害を区域外に拡大させないよう、適切な環境保全措置を講じること。